

白滝ジオパーク推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、白滝ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、遠軽町の資源を世界ジオパークネットワーク（GGN）ガイドラインの理念に沿って保全し、その価値を伝えていくための白滝ジオパーク（以下「ジオパーク」という。）づくりを推進し、継続的に運営していくことにより、地域振興に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議・推進する。

- (1) ジオパークの運営、維持、発展に必要な事項
- (2) ジオパーク関係団体との情報交換及び連絡調整に関すること
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次の団体の代表者により構成する。

- (1) 遠軽町
- (2) 遠軽町教育委員会
- (3) 遠軽町商工会議所
- (4) 遠軽物産協会
- (5) えんがる商工会
- (6) えんがる町観光協会
- (7) 白滝ジオパーク・サポートセンター
- (8) 遠軽町自治会連合会連絡協議会

2 協議会の目的に賛同する個人、事業者及び団体並びに協議して定めたアドバイザーを賛助会員とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 役員は、総会において互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は協議会の会計及び会務を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が選任されるまでの間は、前任者がその職務を行うものとする。

(学識顧問)

第8条 協議会の運営及び科学的研究活動等に関し助言を受けるため、学識顧問（以下「顧問」という。）を置く。

- 2 顧問は、会長が委嘱し、次の総会に報告するものとする。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第9条 協議会の会議は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じ開催する。
- 4 会議は、別に定めるもののほか、会長が招集し、その議長となる。
- 5 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 重要な規約の制定又は変更に関する事
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(ワーキングチーム)

第11条 協議会の事業計画案の策定及び事業の推進を図るため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチーム委員は、会長が委嘱し、次の総会に報告するものとする。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、遠軽町の負担金、寄附金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、遠軽町総務部ジオパーク推進課に事務局を置く。

(会計の期間)

第14条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は平成27年6月30日から施行する。